

事務連絡

2022(令和4)年12月4日

一般社団法人 日本船舶電装協会
会員及び賛助会員の皆様へ

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 白井 精一

衛星携帯電話への切り替え及び電路等の絶縁抵抗試験の実施時期の見直し等について

会員各社におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2022(令和4)年11月11日付け事務連絡「船舶安全法関連法令に定める無線設備の選択から携帯電話を除外する対策について」によりお知らせしたとおり、限定沿海区域において海上運送法に定める一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船等を対象として、船舶安全法関係法令に定める無線設備の選択から携帯電話が除外され、新造船には令和4年11月1日から適用され、現存船には新たに搭載する無線電話に応じて期限を定めて適用され、早いものは令和4年12月31日が期限とされています。

この度、添付資料1に示すとおり、携帯電話から衛星携帯電話に切り替える場合の連絡先が日本小型船舶検査機構(JCI)のホームページに掲載されましたのでお知らせします。

また、先の事務連絡でお知らせした内容と一部重複しますが、添付資料2の5ページ「④電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の実施」に示すとおり、平水区域以外を航行区域とする小型旅客船であって、海上運送法の許可事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業）の用に供する旅客船にあつては、電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の実施が5年間に1回から5年間に2回に改められ、令和5年1月1日から施行されますので併せてお知らせします。

添付資料1「法定無線設備から携帯電話を除外します。」

<https://jci.go.jp/pdf/keitaidenwajogai20221116.pdf>

添付資料2「小型旅客船に対する検査方法の見直しについて国土交通省より認可されました」

<https://jci.go.jp/pdf/kensaminaoshi20220930.pdf>

以上